

地球環境・地域環境の保全



ESG融資

地域ESG融資促進利子補給事業への参加

当行は、環境省「地域ESG融資促進利子補給事業」*の指定金融機関として東海地区で初となる採択を受けました。本利子補給事業は、地球温暖化対策のための設備投資に対し利子補給がなされます。

また、本利子補給事業を積極的に活用するため、2019年10月1日から百五SDGs・ESG融資「サステナブル105」の取扱いを開始しました。本商品は、法人・個人事業主のお客さまのSDGs・ESGへの取組状況に応じて金利を優遇する融資商品であり、利子補給事業を活用しない通常の融資としてもご利用可能です。

資金面でのお手伝いに加え、本商品を通じて地域全体でのSDGs達成に向けて取り組んでいきます。

*地域ESG融資促進利子補給事業とは

地域循環共生圏の創出につながる低炭素事業に対するESG融資の利子軽減を行う、環境省主管の給付金交付事業のことで、再エネ・省エネ設備投資に向けたESG融資の利息の最大1%が補給されます。同事業に採択された指定金融機関が環境・社会・コーポレートガバナンスの要素を考慮し、環境・社会へのインパクトをもたらす事業に対して融資を行います。

2019年度 地域ESG融資促進利子補給事業

再エネ・省エネ設備投資に向けたESG融資の利息の最大1%を補給します！

① ESG融資目標設定型

金融機関が自らESG融資に係る数値目標の設定等を行い、公表したうえで、その目標達成に向けて行うESG融資（地域循環共生圏の創出に資する低炭素事業に対する融資に限る。）について利子補給します。

② CO₂削減目標設定支援型

金融機関がエアコン21地域事業長官など主催の「脱炭素社会実現に向けた低炭素社会の構築を推進する中核的公共団体等との連携による地域循環共生圏の創出に資する低炭素事業に対する融資に限る。）について利子補給します。

利子補給を受けるには、先ず指定金融機関に応募、採択が必要です。

利子補給率 最大 1.0% ※1	利子補給期間 最大 3年間 ※2
利子補給金支払 年2回 ※3	交付対象融資額 最大 10億円 ※4

※1 貸付利率1.0%以上→利子補給率1.0%。（貸付利率1.0%未満→利子補給率＝貸付利率）
 ※2 融資の償還期間が延長される場合には当該期間まで。
 ※3 年2回、貸付3ヶ月毎に利子補給金を支払します。
 ※4 ただし、1つの指定金融機関について当該年度に利子補給金の交付の対象となる融資額の合計が20億円を超えてはなりません。

（注）申請にあたっては必ず必要書類と交付履歴をご確認ください。

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
 Environmental Partnership Council

環境保全

CO₂排出量削減への取組み

当行が独自に策定した環境保全活動計画のなかで前年度比1%以上の電力使用量削減の目標を掲げ、日常業務における省エネ活動に取り組んでいます。キャッシュコーナーや営業店内の照明のLED化など設備面の省エネ対策のほか、働き方改革による時間外労働の減少により、2018年度の電力使用量は前年度比3.8%の削減、また、当行全体エネルギー使用によるCO₂排出量は前年度比5.6%の削減となりました。

電力使用量およびCO₂排出量 (2014年～2018年)

